

平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司
(JASDAQ・コード 6634)
問 合 わ せ 先
役 職 ・ 氏 名 代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹
電 話 03-5766-9870

「内部統制システム構築に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を全面的に改定することを決議しましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1.当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1.1,取締役の職務の執行にかかる適法性を高めるため、株主総会の決議に基づき社外取締役を配する。
- 1.2,当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款並びに職務分掌規則及び職務権限規則その他の社内規程に則り、職務を執行する。
- 1.3,管理部門担当取締役を法令遵守体制の整備にかかる責任者として、コンプライアンス規程その他の関連規程の整備を行うとともに、コンプライアンスにかかる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等法令遵守体制の充実に努める。
- 1.4,取締役会直轄の機関である内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行の手續及び内容の妥当性等を定期的に監査し法令遵守体制の改善に寄与する。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は、文書管理規程及び情報管理規程その他の社内規程に従い、その保存媒体の形式に応じて、適切に保存・管理する。取締役、監査役及び会計監査人等は、その権限及び必要に応じて、当該文書を閲覧・謄写することができる。

3.当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会の決議によりリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は、必要に応じ、その諮問機関としてリスク管理委員会を招集する。リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社及び当社子会社の多様なリスクに対する管理体制及び管理手法を総括的に整備する。また、投資リスク、情報セキュリティリスクその他個別的なリスクに対処するため、その重大性に応じて当該リスクの管理を司る専門の委員会を設置し、個別的なリスクの把握及び対応を行う。

4.当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 4.1,取締役会は、当社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための経営機構を定め、当該機構を構成する機関を担当する取締役その他の役職者を任命する。
また、当社及び当社子会社は取締役会の決定並びに職務権限規則及び職務分掌規則その他の社内規程に基づく権限及び責任の明確化を図り、取締役及び使用人をして、担当する機関における職務執行の効率性を高める。
- 4.2,社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、当社及び当社子会社の経営方針及び経営戦略その他の重要事項を立案・審議する。

5.当社並びにその親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 5.1,当社及び当社子会社は、親会社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計等、自社の特質を踏まえ、自主的に経営判断を行ない、独立性を確保することを基本とする。
- 5.2,当社子会社における経営上の重要な事項については、社内規程に基づき、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。
- 5.3,管理部門担当取締役は、当社子会社に損失の危機が発生したことを把握した場合には、発見された危機の内容、損失の程度及び当社に対する影響について、当社のリスク管理委員会へ直ちに報告がなされる体制を構築する。
- 5.4,当社と親会社及び当社子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査室は親会社及び当社子会社との取引に関する監査を行なう。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 6.1,監査役からの要請があった場合、監査役を補助する使用人（以下「監査役補助人」という）として、管理部門の中から若干名を選任し、兼務させる。監査役補助人は、監査役の指揮命令に服し、職務を遂行し、取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- 6.2,監査役補助人に対する人事権の行使に当っては、取締役及び使用人は、事前に監査役会から意見を徴収し、これを尊重する。

7.当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 7.1,当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査役の求めに応じて、自己の職務の執行状況を監査役に報告する。
- 7.2,当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実又は重大な法令若しくは定款に違反するおそれのある事実について、監査役に対し直接報告することができる。
- 7.3,監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
- 7.4,内部監査室は、それぞれが実施した監査の結果及びこれに基づく改善事項等について監査役に報告する。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 8.1,監査役は、監査の実施に際し、必要に応じて内部監査室に協力を要請することができる。
- 8.2,監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、密接な連携を図る。

- 8.3,内部監査室は、それぞれ、自ら実行する監査計画の立案に当って、監査役との間で意見調整その他の協議を行う。
- 8.4,監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

以上